

秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する女性技術者活躍モデル工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 女性技術者活躍モデル工事（以下「モデル工事」という。）は、県が発注する建設工事のうち、次に掲げるいずれかの方式により、実施するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型とは、秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日付け建管一911）第15条の規定に基づき、総合評価落札方式を適用する条件付き一般競争入札のうち、入札参加資格として女性技術者の配置を求める条件付き一般競争入札で発注する建設工事とする。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、女性技術者活躍モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者から発注者に対して女性技術者登用の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

(実施内容)

第3条 契約担当者は、モデル工事の実施要件として、次に掲げる事項を求めるものとする。

(1) 次のいずれかの者が女性であること又は担当技術者（当該モデル工事において、①から③に掲げる者の作業を補佐する者（女性に限る。）をいう。以下同じ。）を配置すること。

- ① 監理技術者
- ② 監理技術者補佐
- ③ 主任技術者
- ④ 現場代理人

(2) 担当技術者を配置する場合にあっては、次に定める要件を満たすこと。

- ① 直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格申請期限の日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある。
- ② 契約工期の二分の一を超える期間に従事すること。

(3) 受注者は、快適トイレ（女性専用トイレ）を設置しなければならない。なお、快適トイレ関する仕様は、快適トイレ実施要領に定めるとおりとする。

(4) 受注者は、女性専用の更衣室その他女性が現場で働くための環境改善に資する施設等の設置に努めなければならない。

(5) 受注者は、工事着手前に女性の従事内容及び現場で働くために必要な施設等について、監督員と協議し、その内容を施工計画書に記載のうえ提出しなければならない。

(6) 受注者は、工事完成時に別紙1を、契約担当者に提出しなければならない。また、担当技術者を配置した場合にあっては、別紙1に加え、工事着手時（受注者希望型の場合、監督員

と協議し、モデル工事として指示された後、速やかに)に別紙2を、工事完成時に別紙3を、契約担当者に提出しなければならない。

(7) 受注者は、別紙4を参考に工事名標示板にモデル工事である旨を明示しなければならない。

(8) 快適トイレの設置に要する費用は、営繕費として当初設計(受注者希望型の場合は、変更設計。)に計上する。

(9) 施設等に要する費用は、第5号における監督員との協議により、設計変更の対象とする。

(公告文等の記載事項)

第4条 契約担当者は、発注者指定型を発注する場合にあっては、別紙5、6に基づき公告文及び発注概要書を記載するものとする。

2 契約担当者は、特記仕様書及び現場説明書に別紙7の事項を記載するものとする。

(工事成績評定)

第5条 契約担当者は、女性が当該モデル工事に係る契約工期の二分の一を超える期間に従事している場合、次の各号に定める点数を当該受注者に係る工事成績評定(主任監督員の評価において、審査項目「5. 創意工夫」細別「I. 創意工夫」工夫事項「■その他」)に加点するものとする。ただし、同一又は複数の女性を複数の役割に配置した場合は、上位の点数のみ加点する。

(1) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者への配置 3点

(2) 現場代理人への配置 2点

(3) 担当技術者への配置 1点

(実施証明書)

第6条 発注者は、秋田県女性技術者活躍モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事实施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年10月25日技管-526)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日技管-170)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月18日技管-391)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日技管-745)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月9日技管-339)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。